

事業所などの皆さん 知っていますか？

屋外広告物のルール

屋外広告物とは

ビルの屋上にある広告塔や、建物の壁にある壁面広告、電柱広告など、その形態はさまざまです。また、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。例えば、こんなものがあります。



屋外広告物の多くは、許可および手数料が必要です

屋外広告物を表示するためには、あらかじめ許可を受けなければなりません（自家広告物で10㎡以下など、一部除外あり）。また、手数料が必要です。

屋外広告物を掲出できない場所

橋、道路上のさく（ガードレール・ガイドパイプなど）、街路樹、電柱、街灯柱、信号機、道路標識などは、広告物を掲出することが禁止されています。

最近、道路上のさくに「のぼり旗」、電柱などに「はり紙」が多く掲出されていますが、違反広告物ですので、速やかな撤去にご協力ください。

市ホームページでも紹介しています

屋外広告物のルールは、市ホームページ（アドレス <http://www.city.tokai.lg.jp>）でも詳しく紹介しています。

トップページ→市制・施策→都市計画→屋外広告物の順で検索してください。

詳しくは、都市計画課（内線312）へお問い合わせ。

今年

国勢調査の年です

10月1日から

全国一斉に実施



国勢調査は、赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住んでいるすべての人を対象とする、国の最も基本的な統計調査です。

国勢調査は、単に人口などを調べるために行われるものではありません。調査結果は、これからのまちづくりなどの貴重な基礎資料となります。例えば、今の日本は、少子化や高齢化が急速に進んでいます。これらに対応するためには、住宅、福祉、交通、雇用面など、さまざまな分野での対策が必要となります。

国勢調査の結果は、こうした私たちの将来の生活を支えるためのデータになるものです。

調査は、九月下旬に調査

調査票は、後日調査員が受け取りに伺います。記入に関して不明な点がありましたら、調査員に遠慮なくお尋ねください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、国勢調査実施本部（総合政策課・内線213）へお問い合わせ。